

事務連絡
令和2年4月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医政局 経済課
健康局 結核感染症課

新型コロナウイルスに関する検査に必要な各種医療用具の備蓄について

貴職におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症患者の検査等に格段のご協力を賜り感謝申し上げます。

今後、国内において、新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例が増加することを想定すると、そうした患者の方々へのPCR検査体制を確保するに当たり、検体採取を行う医療機関等において、スワブなどの検体採取に必要な器具が安定的に確保されることが重要となります。他方で、こうした検体採取器具については、国内需給が逼迫している状況です。

このため、貴職におかれましては、今後、検査に必要なスワブなどの検体採取器具を必要とする施設における提供に支障が生ずることのないよう、備蓄していない又は不足している場合におかれては、新たに購入する等により備蓄を確保することを検討いただくようご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、新型コロナウイルスに関する必要な検査が安定的に実施されるよう、都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）が行う調整のためのスワブの備蓄量を増加させることを目的に、今般、フロックスワブ2万本を製造販売業者において確保いただいています。これらについては、都道府県等からの要請により、ご購入いただくことが可能ですが、確保した本数が限られるため、あらかじめ購入できる必要数を提示したいと考えております。

ついては、都道府県等におかれましては、地方衛生検査所、保健所や管下医療機関（大学病院を含む。）で必要とされるスワブの量を取りまとめの上、別添様式に必要事項を記載し、下記メールアドレス宛て4月13日（月）午後5時までにご提出願います。（供給量には限りがあるため、要請数量の全ての量の確保を保証するものではありません。）

注1) 必要に応じて、都道府県医師会、地域医師会等と連携、協議し、地域の状況や在庫の逼迫度等の実情に応じて、ご判断願います。

注2) 必要とするスワブの備蓄量につきましては、地域の状況を踏まえ PCR 検査が安定的に実施できる検査数を要請してください。具体的な購入の手続、納品方法については、購入を希望する施設と卸売販売業者等との間で直接ご調整いただくこととなります。

注3) 感染症法に基づく行政検査に必要なスワブの購入にあたっては、感染症発生動向調査事業費（負担金）の活用が可能です。

注4) スワブがなくても、滅菌綿棒でも代用が可能ですので、医療機関等からの需要への対応に当たっては、ご留意いただきますようお願いいたします。（「2019-nCov（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・郵送マニュアル～2020/02/28 更新版～」を参照すること。）

※ スワブについては、別途、業界団体を通じて、各製造販売業者に対して増産等の措置を要請するとともに、医療関係者に対して、各医療機関の在庫等の状況に応じて、安定確保に向けた取り組みへの理解・協力を求めています。

担当者連絡先

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進
本部・検査運用班

TEL : 03(5253)1111 内線 8084, 8048

Email : corona-test@mhlw.go.jp

別添様式

自治体名

担当部署名

連絡先(TEL, FAX)

担当者名

担当者メールアドレス

番号	要請日	施設名	1日あたりの使用 量見込み (A)	必要な備蓄日数 (B)	在庫量 (C)	要請数量(D) $((A) \times (B) - (C))$

提出先: 検査運用班 corona-test@mhlw.go.jp